

SIDfm VM ソフトウェア使用許諾契約

本ソフトウェア使用許諾契約（以下、「本契約」といいます。）は、株式会社サイバーセキュリティクラウド（以下、「当社」といいます。）と利用者との間に締結される契約であり、当社が「SIDfm VM サブスクリプション契約約款」に基づき提供する SIDfm VM（以下、「本サービス」といいます。）に関する本ソフトウェアの使用権の許諾に関する条件を定めるものとなります。

利用者は、本ソフトウェアを使用可能な状態にする時点で（ダウンロード、インストールその他の行為を含みますが、これに限定されません。）本契約の締結に同意されたものとみなされます。本契約の条件に同意いただけない場合、本ソフトウェアを使用することはできません。

第1条（定義）

本契約において使用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本ソフトウェア」とは、本サービスを利用するために当社が提供するソフトウェアプログラム及び当該ソフトウェアプログラムに付随するソフトウェア（更新版・アップデート版を含みます。）をいいます。
- (2) 「利用者」とは、本サービスの利用のために本ソフトウェアをダウンロード又はインストールして使用する法人又は団体（ただし、当社より本サービスの利用が許可されていない者を除きます。）をいいます。

第2条（使用許諾）

当社は、利用者に対し、利用者が本契約に定める条件に従い、本ソフトウェアを使用する権利の非独占的かつ譲渡不能な使用権を許諾します。

第3条（知的財産権等）

本ソフトウェアに関する著作権その他知的財産権は、すべて当社に帰属するものとし、利用者は、本ソフトウェアに関して本契約に基づき許諾された使用権以外の権利を有しないものとします。

第4条（オープンソースソフトウェア）

本ソフトウェアには、ソースコードの形式又は無償で公に入手可能なソフトウェアを含むもの又はその派生物、若しくは本契約の規定と異なる定めを受けるソフトウェア（以下、「オープンソースソフトウェア」といいます。）が含まれています(*)。これらのオープンソースソフトウェアには、それぞれのオープンソースソフトウェアに該当するライセンス条件が本契約に代わって適用されません。

(*)使用しているオープンソースソフトウェアは、[<https://sid-fm.com/support/vm/osslicence/>]にて確認できます。

第5条（禁止行為）

利用者は、本ソフトウェアの使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 本サービスを利用する以外の目的で本ソフトウェアを使用する行為

- (2) 本ソフトウェアの全部又は一部を複製、複写、譲渡、販売したり、これに対する追加等の改変を加える行為
- (3) 本ソフトウェアの一部又はその構成部分を本ソフトウェアから分離して使用する行為
- (4) 本ソフトウェアに含まれるトレードマークやその他の権利標記等の表示を削除したり、外観を変更する行為
- (5) 当社が明示的に承諾している場合を除き、本ソフトウェアを再使用許諾、貸与又はリースその他の方法で第三者に使用させる行為
- (6) 本ソフトウェアを用いて、当社又は第三者の著作権等の権利を侵害する行為
- (7) 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等のソースコード解析作業その他当社が不適切であると判断する行為

第6条（非保証及び責任の範囲）

1. 当社は、本ソフトウェアに関して、プログラミング上の誤りその他の瑕疵がないこと、利用者の特定の目的に適合すること、並びに本ソフトウェア及びその使用が利用者又は第三者の権利を侵害するものでないこと、その他のいかなる内容についても保証を行うものではありません。
2. 当社は、本ソフトウェアに関して利用者に生じた損害又は第三者からの請求に基づく利用者の損害について、一切責任を負いません。

第7条（本ソフトウェアのアップデート）

利用者は、本ソフトウェアの使用にあたり、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ同意するものとします。

- (1) 本ソフトウェアの瑕疵の修補、機能追加等の目的で本ソフトウェアが適宜アップデートされること
- (2) 本ソフトウェアのアップデートに伴い、本ソフトウェアの機能が変更又は削除されることがあること

第8条（解除）

1. 当社は、利用者が本契約に定める条項に違反した場合、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。
2. 前項による解除権の行使は、当社による利用者への損害賠償請求を妨げるものではありません。また、当該解除により生じた利用者の損害について、当社は一切の責任を負いません。

第9条（終了後の措置）

利用者は、その事由の如何にかかわらず本契約が終了したときは、直ちに本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェア及び本ソフトウェアがインストールされたシステムに蓄積されているすべてのデータを抹消しなければならないものとします。

第10条（本契約の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約をいつでも変更することができます。本契約

が変更された後の本ソフトウェアの使用は、変更後の本契約が適用されます。

(1) 本契約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき

(2) 本契約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 前項のほか、本契約は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他当社が必要と合理的に判断する場合に変更されることがあります。
3. 当社は、前二項に基づき本契約を変更する場合には、その効力発生時期を定め、その効力発生時期までに、予め、本契約を変更する旨、当該変更後の内容及び当該変更の効力発生時期を、当社ウェブサイトへの掲載、その他当社が適切と判断する方法により、利用者に通知するものとします。
4. 利用者は、第1項各号に掲げる事由以外の事由による本契約の変更を同意しない場合、その旨を当社に通知したうえ、本ソフトウェアの使用を中止するものとします。利用者が、変更の効力発生日後に本ソフトウェアを使用した場合、本契約の変更に同意したものとみなします。

第11条（輸出等の禁止）

本ソフトウェアの使用は日本国内に限るものとし、利用者は、本ソフトウェアを国外に持ち出してはならないものとします。

第12条（有効期間）

本契約は、SIDfm VMサブスクリプション契約約款に規定するサービス契約者と当社との間で締結した本サービスの利用契約が終了する日又は本ソフトウェアの使用を中止（本ソフトウェアを削除することにより使用不能な状態にすることをいいます。）した日のいずれか早い日まで有効に存続します。

第13条（存続条項）

本契約の終了といえども、第3条（知的財産権等）、第6条（非保証及び責任の範囲）、第9条（終了後の措置）、第11条（輸出等の禁止）、本条及び第14条（準拠法・合意管轄）については、本契約終了後もなお有効に存続します。

第14条（準拠法・合意管轄）

1. 本契約は日本国の法律に準拠して解釈されるものとします。
2. 本契約又は本ソフトウェアに関連又は付随して紛争が生じた場合は、東京地裁裁判所を第一の専属的合意管轄裁判所とします。

第15条（協議）

当社及び利用者は、本契約の解釈及び履行に疑義が生じた場合、協議のうえ誠意をもって解決に努めるものとします。

附則

2019年5月16日 制定

2019年7月8日 改定

2021年3月15日 改定

2023年12月21日 改定

以上